



第7回 日本の税制と沖縄の経済 (地域振興と税制)

会計と経営のブラッシュアップ
平成26年2月10日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、次の各書等を参考にさせていただいて作成した。(平成26年度税制改正に関する提言 全国法人会総連合)
(増税凍結こそ財政再建への近道だ 高橋洋一著 2013.9 PHP 研究所刊)(ニッポンの論点10 高橋洋一著 2013.9 ザイ編集部刊)
(財務省の逆襲 高橋洋一著 2013.11 刊)(バカな経済論 2014.1 刊)

I. 全法連の税制改正要望事項

一体改革という言葉の前に記された「経済社会の変化に対応した」という形容詞を忘れることなく、民間投資喚起による成長戦略という「三本目の矢」を実行すべきである。そして、その成長戦略の中核は規制改革である。

1. 法人税率の引下げ

(1) 法人税率の引下げ

法人税の実効税率は、平成23年の税制改正により40.69%から38.01%、平成27年4月以降の35.64%と引下げられた。

しかし、世界の法人税率と比較すると、アジア地域25%、米国30%以下(予定)、イギリス20%(予定)、ドイツ29.48%と税率で6%以上(2割以上)高税率である。

税制(税率)が、他国より不利(高率)である時は、規制の最もたるものである。
英国と同様な貿易立国を目指す日本の成長は規制の中では不可能である。

(2) 中小企業の活性化と税制

中小企業の活性化は日本経済のキーポイントである。次のような点について中小企業の活性化を促進すべきである。

- ① 税率(消費税率等)を上げる前に成長(GDP)の軌道化
- ② 中小企業の投資促進税制の拡充 (実施)
- ③ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (実施)
- ④ 交際費課税の見直しの促進 (実施)
- ⑤ 役員給与の損金算入

本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

2. 社会保障と税の一体改革

一体改革という言葉の前に記された「経済社会の変化に対応した」という形容詞を忘れてはならない。変化に対応した社会保障制度とは何か、
どのようなものか。変化に対応した税の改革とはどのようなものを深く考
えて実行すべきである。

(1) 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

社会保障の給付増大をどう抑制し、適正な負担をどう確保するかにかかっている。給付の抑制を具体化し実行することができるか否か。抑制・重点化・効率化による持続可能な社会保障制度の確立がなければ財政健全化もない。

(2) 消費税引上げに伴う対応措置

(1) 増税は、価格の up であり、消費者は価格 up に対応する収入 up が必要である。→(給与 up)

(2) 事業者は、コスト up の圧力であり、そのコストをどのように吸収できるかということである。→(景気上昇)

(1)、(2)とも経済的に解決すべき問題である。

(3) 併せて、次の項目も必要である。

- ① 適正な価格転嫁
- ② 事業者の事務負担、税の簡素化など
- ③ 景気回復、デフレ脱却の観点の不足

3. 財政の健全化に向けて

(1) 財政健全化目標

デフレを脱却しなければ、将来の経済成長も財政の健全化も達成できない。財政規律の欠如は、国債への信認を失い長期金利の急上昇など経済成長は期待できない。

(2) 行政改革の徹底

財政赤字は歳入増と歳出削減の二方策しかない。税の増収は増税か税の自然増であるが計画することには無理がある。経済成長と併せて確実な歳出削減に成功できなければ将来はないということを認識して社会保障費をはじめ各歳出分野の削減目標を明確にする必要がある。

(3) 今後の税制改革のあり方

欧州・アジア主要国との税率格差は大きく今後の増税は社会・経済に重大な影響を与えることを認識する。今後の増税(増税ゼロを含む)の計画を明確にするとともに、その経済的、財政的影響額を明確に試算し、国民に示すべきである。また併せて、試算に対する具体的方策を示し実行すべきである。

4. 平成 26 年度税制改正 ―デフレ脱却、日本経済再興―

(新税制の時代に入る)

(1) H26 税制改正の基本的考え方

- ① 法人実効税率の引下げ
- ② 課税ベースの拡大
- ③ 他税目での財源確保
- ④ 産業構造や事業環境の変化
- ⑤ 地方法人課税の偏在是正
→地方交付税原資
- ⑥ 車体課税の見直し
消費税率 UP→車両取得税の引下げ約 40%
グリーン化の促進、重量税のエコカー減税
軽自動車税の UP

(2) 雇用・所得・消費の拡大

- ① 雇用促進税制
- ② 雇用拡大促進税制の創設
- ③ 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止
- ④ 大企業の交際費課税の緩和
- ⑤ 住宅ローン減税等の拡充
- ⑥ 教育資金贈与の非課税措置

(3) 設備投資の促進、企業体質の強化

- ① 生産等設備投資促進税制の創設
- ② 生産性向上設備投資促進税制の創設
- ③ 研究開発税制の拡充国家戦略特区
- ④ ベンチャー投資促進税制の創設
- ⑤ 事業再編促進税制の創設
- ⑥ 沖縄金融特区の抜本的見直し

(4) 「好循環実現のための経済対策」(12月5日閣議決定)の実行に伴う国費 5兆4,956億円

① 競争力強化策 1兆4,184億円

- ・競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等〔4,245億円〕
- ・エネルギーコスト対策〔890億円〕
- ・オリンピック東京大会を契機としたインフラ整備等〔1,011億円〕
- ・地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮〔8,037億円〕

② 女性・若者・高齢者・障害者向け施策 3,005億円

- ・女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策〔1,685億円〕
- ・若者の活躍促進、雇用対策〔822億円〕
- ・高齢者・障害者への支援〔498億円〕

③ 復興、防災・安全対策の加速 3兆1,274億円

④ 低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和 6,493億円

- ・一般の住宅取得に係る給付措置（すまい給付金）〔1,600億円〕
- ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔3,420億円〕
- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置〔1,473億円〕

⑤ 地方交付税交付金の増〔1兆1,608億円〕、国際分担金等の追加財政需要〔3,636億円〕

⑥ 財源は税収、税外収入、前年度剰余金等で確保。新規国債の増発は行わない。

(5) 増税と財政再建

「増税はしない」と言うことが必要（小泉首相）

増税のセオリーとは、経済成長と景気状況に配慮して行う。何故ならば、税は経済的成果の結果であるから。

(6) 東京オリンピック

政治家は自由化促進、規制緩和に熱心になる。

羽田国際化、成田特区化、24h交通、観光地方の特区競争

2014年(平成26年)2月7日(金曜日)

宣言

菅

野村

野村

補正予算が成立

5.5兆円 消費増税へ経済対策

2013年度補正予算が6日夜の参院本会議で、自民、公明両党などの賛成多数で可決、成立した。4月の消費増税による景落ち込みを防ぐための経済対策が中心となる。

今後の焦点は、14年度予算案の審議に移る。政府・与党は10日から、衆院予算委員会でも実質審議に入り、3月末までに成立させたい考えだ。

成立した補正予算の総額は5兆4654億円。中小

企業に投資を促すための補助金や、20年の東京五輪・パラリンピックに向けた道路整備など「競争力強化策」に1兆3980億円をつけ、東日本大震災の復興には1兆9308億円を充てた。

消費税を増税すると、所得が少ない人の負担が相対的に重くなるため、こうした人たちに現金を配る政策も盛り込んだ。住民税を払っていない世帯(約2400万人)に、1人あたり1

万5000円を渡す。中学生以下の子どもがいる中所得世帯には、子ども1人あたり1万円を児童手当に上乗せする。配るの

は一回だけで、時期は、多くの市町村で7〜9月頃になる予定だ。

12年度補正予算の成立は、13年2月下旬だったが、今回の補正はそれよりも3週間早く成立した。増税後の4〜6月に公共工事の契約を済ませ、工事を早め始めることができる。

安倍首相も国会審議で、補正予算を早く執行することの重要性を繰り返し述べた。

2013年度補正予算の主な内容

※▼はマイナス(減額)

歳出 5兆4654億円

競争力強化	1兆3980億円
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の設備投資や技術開発の支援 東京五輪・パラリンピックに向けた交通網の整備 	3005億円
女性・若者・高齢者・障害者向け施策	3005億円
<ul style="list-style-type: none"> 女性や若者の雇用拡大、待機児童対策 	1兆1958億円
防災・安全対策の加速	1兆1958億円
<ul style="list-style-type: none"> 学校耐震化や老朽化した道路・橋などの補修 	6493億円
中・低所得者向けの消費増税対策	6493億円
<ul style="list-style-type: none"> すまい給付金 低所得者への現金給付 児童手当の上乗せ 	1兆9308億円
東日本大震災からの復旧・復興	1兆9308億円
地方交付税交付金	1兆1608億円
13年度の国債費の余りなど	▼1兆5334億円
その他	3636億円

経済対策

「経済社会の変化に対応した」

(第3種郵便物認可)

2014年(平成26年)2月7日(金曜日)

マツク 減収減益

12月期 コンビニに客流れる

日本マクドナルドホールディングスが6日発表した2013年12月期連結決算は、売上高が前期比11・6%減の2604億円、本業のもうけを示す営業利益が同53・5%減の115億円と、2期連続の減収減益となった。

総菜販売が好調なコンビニエンスストアなどに客を奪われた上、円安で原材料

価格が上昇し、利益を圧迫したためだ。低価格販売を強化したり、期間限定で高価格のハンバーガーを販売したりして、新たな需要を

掘り起こそうとしたが、大半年の月で、月間の売上高や客数が前年を下回った。今回は、昨年8月に日本マクドナルド社長に就任し

たサラ・カサノバ氏にとって初の通期決算発表。カサノバ氏は6日の記者会見で「他社と差別化できなかった」と述べた。

14年12月期は、店舗改装や新メニュー開発の強化を図る。不採算店143店を閉店・再配置し、24時間営業の1800店のうち300店も営業時間を短縮し、収益力の改善を目指す。

5. 法人実効税率

地域等	2000年 %	2013年	2014年→
OECD	33	25	
EU15ヶ国	35	26	
アジア10ヶ国	28	22	
<u>日本</u>	<u>40.8</u>	<u>38.0</u>	<u>25.0</u> ?
韓国	27.5	24.2	
中国	33.0	25.0	
イギリス	30.0	23.0	20.0
ドイツ	38.4	29.6	
アメリカ	41.0	40.8	30.0

6. アベノミックスと消費税増税 (全法連税制委員会)

H26.02.06
H25.02.20
委員会質問

(1) アベノミックスの成否と消費税の成否

- (1) アベノミックスは、うまく行くか…
(オバマは1ドル100円以上を許すか)
- (2) アベノミックスが、うまく行かなかったら…
- (3) 消費税は、本当にうまく行くか

(2) アベノミックスの3本の矢

- (1) ①異次元の金融緩和 ②機動的な財政政策 ③民間投資を喚起する経済戦略
—そして物価上昇率2%、GDPupを目指す
- (2) 第3の矢は未だ放たれていない
- (3) 物価上昇率2%は可能か
- (4) GDPの増大につながるか

(3) 消費税増税はうまく行くのか

- (1) 転嫁について
転嫁がうまく行かなかったら、中小企業には強制値引となる
- (2) やってしまえば何とかなるのか、それでは無責任

(4) 税制改正要望に本当に必要なこと

- (1) 経済成長、GDPの増大につながるか
- (2) 継続して、経済成長の基盤を作れるか

7. 税制改正と今後の課題

(財務省主税局 審議官講演 全法連報告)

H26.02.06

H25.02.19 (1)

全法連セミナー質問

(1) 今回の税制改正の措置（内側のバランス）で充分か

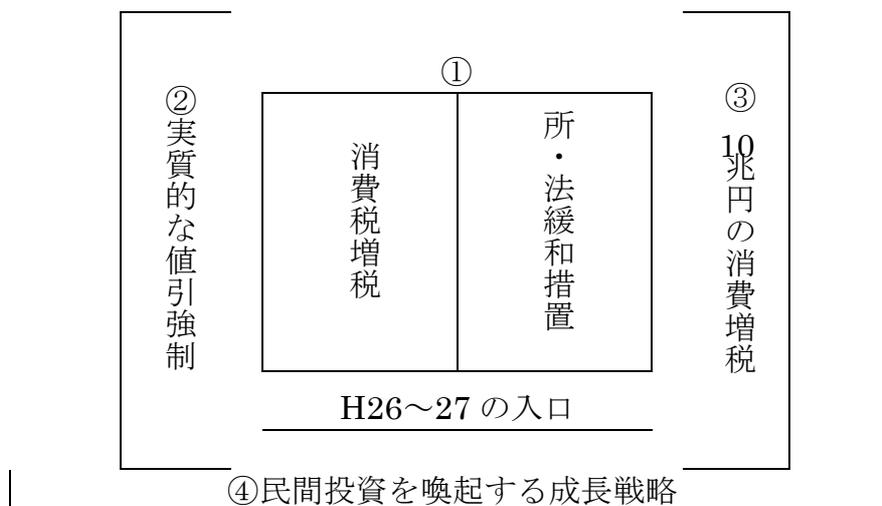
- (1) 消費税増税（国税 10 兆円）の及ぼすインパクトをどうするのか
- (2) 所得税、法人税等による緩和措置で対応できるか
 - 所得税（2年間の住宅控除、ローン控除、金融税制等）
 - 法人税（雇用、投資促進税制、特別償却、交際費緩和）

(2) 仮にNo.1が出来たととしても転嫁の可否（外側のバランスー1）

- (1) 実質的な値引の強制を防止することはできるか
- (2) 実効性のある転嫁の為の万全の対策（独禁法等の監視）はあるのか
- (3) 軽減税率の検討は行うべきか、問題は何か

(3) 10兆円の消費増税、国民の痛み（外側のバランスー2）

- (1) 財政困難時の国民のしんぼうと考えられるか
- (2) 社会保障の充実は将来の国民的課題である
- (3) 世界の情勢と国の将来を考えれば仕方がないのか
- (4) 実施すれば、それなりに落ち着くのか



(4) 民間の経済成長の可能性（外側のバランスー3）

8. 法人税のパラドックスと日本

(森信茂樹先生 全法連セミナー)

H25.02.19

全法連セミナー

(1) 法人税のパラドックスと日本

- (1) 1982-2006年に税率引下げがあった、
 - ① 世界の法人税率は△20～△60%の減少があった
日本 △30% 欧米△30～△40% 北欧諸国△50～△60%
- (2) 税収のGDP比は上昇した、
 - ② 世界の法人税収のGDP比は30～70%増加した
北欧諸国50～60% オーストラリア、ニュージーランド50% 韓国、カナダ40%
しかし、日本は△40%減少
- (3) 税収に占める法人税収の割合は上昇した、
 - ① 法人税収の割合が30～60%増加
北欧諸国50% オーストラリア、ニュージーランド、カナダ40～50% 韓国20% 欧米15%
しかし、日本は△30%減少
- (4) 結局はGDPの問題か
 - ① 日本以外の各国のGDP成長率 2～3倍
税率引下げ △40%引下げ
結果税収増 2.5倍×(1-0.4)×税率=1.5…50%増加
 - ② 日本のGDP成長率 1.0倍
税率引下げ △30%引下げ
結果税収減 1.0×(1-0.3)×税率≒0.7…△30%減少

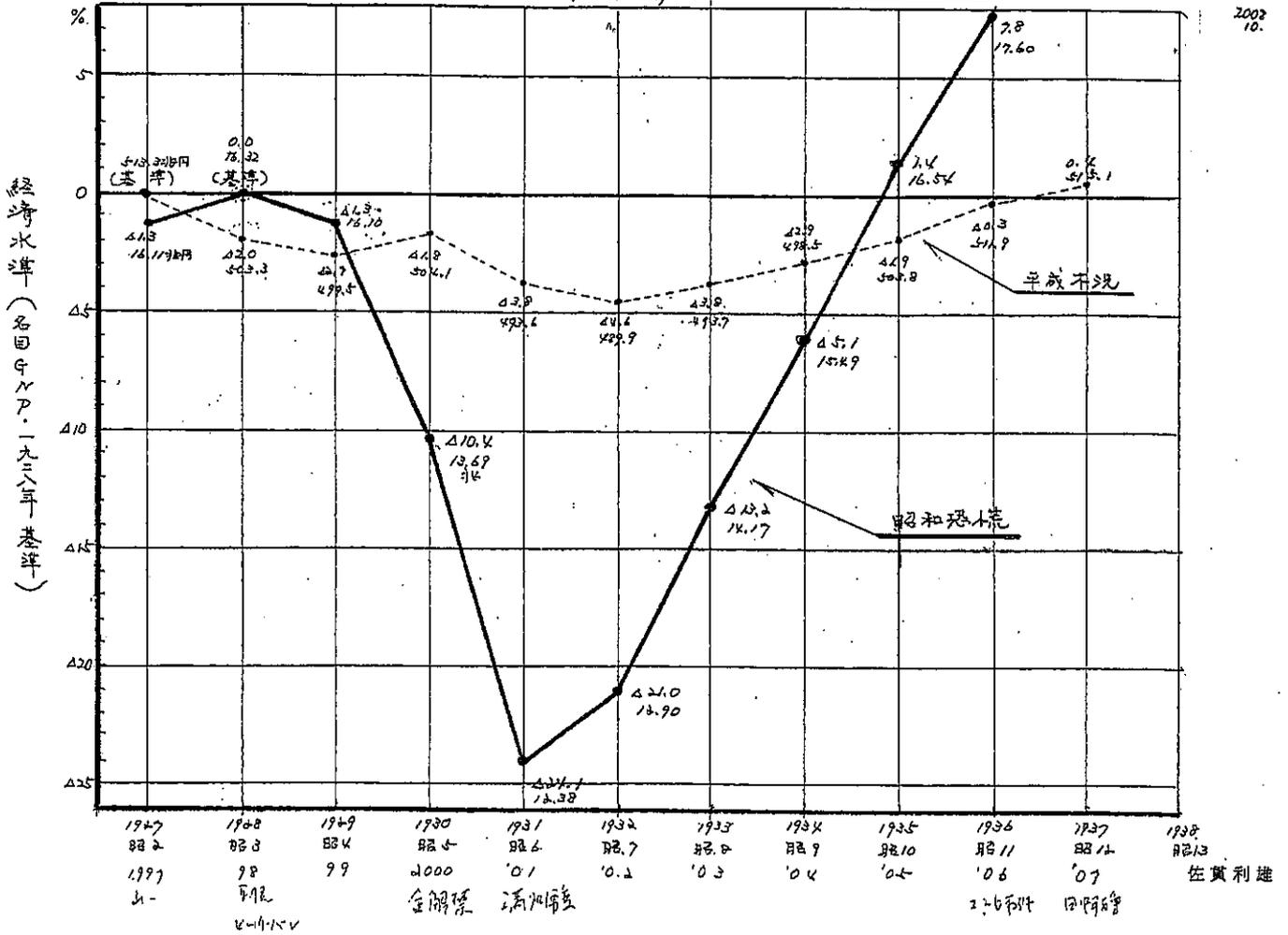
(2) スウェーデンは国民負担率(63.9% 日本 39.9%)が高いのに、GDP成長が高いのは何故か？

- (1) 税率でも日本と逆(スウェーデン46.9%、日本24.3%)である。経済成長率(00-10年)はスウェーデンが2.19、日本は1.59である。
- (2) どうして税金が高いのにGDPが成長するのか

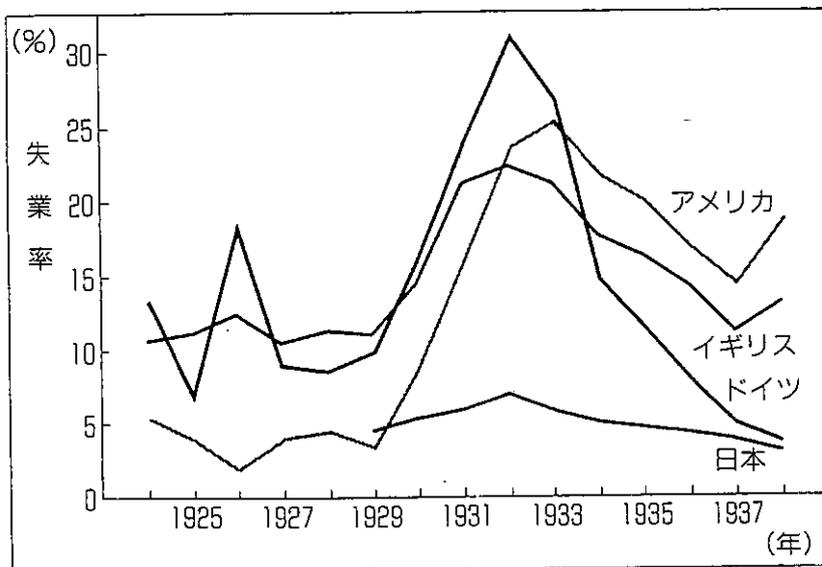
(3) GDPと法人税収

- (1)
$$\frac{\text{法人税収}}{\text{GDP}} = \textcircled{1} \frac{\text{法人税収}}{\text{法人の総営業利益}} \times \textcircled{2} \frac{\text{法人の総営業利益}}{\text{経済全体の総営業利益}} \times \textcircled{3} \frac{\text{経営全体の総営業利益}}{\text{GDP}}$$
 - ① 第1項 法人の租税負担(実行税率、ETR)
課税ベースの拡大と多くの国で安定的な傾向を示す
 - ② 第2項 全付加価値の法人部門の割合(share operate section)
個人から法人へ富のシフトが進んだことを示す
 - ③ 第3項 GDPに占める企業所得の割合(profitability)
2000年代に増加し、アントレナーシップの発揮が見られる。
- (2) 法人税のパラドックスは①課税ベースの拡大、②個人から法人所得へのシフト、③新規起業という3つの要因を示している。

1. 昭和恐慌期における経済回復パターンの特徴



② 各国の失業率



恐慌対策

- 国内対策：米…ニュー=ディール政策, 英…低金利政策, 独…ヒトラーの四か年計画 (公共投資・統制経済・再軍備)
- ブロック経済：英…スターリング=ブロック, 独…広域経済ブロック, 仏…フラン金ブロック, 米…善隣外交 (汎米ブロック)

平成
26
年度

税制改正のポイント

速報版

重要ポイント



- I 法人課税** 生産性向上設備投資促進税制
交際費課税

- II 消費課税** 消費税の引上げ

- III 資産課税** 小規模宅地特例の見直し

- IV 個人所得税** 住宅借入金控除の拡大
ゴルフ会員権

- V その他の改正** 印紙税の負担軽減

I 法人課税

利益改善分は入っていいか? 9-2

平成 26 年度の税制改正において、法人課税に関するものは以下の通りです。

ポイントは、生産性向上設備投資促進税制の創設、交際費課税の見直し、復興特別法人税の 1 年前倒し廃止の 3 つです。

1. 生産性向上設備投資促進税制の創設

産業競争力強化法制定に伴い、そこに規定されている生産性向上設備を購入し・使用した場合に、平成 28 年 3 月 31 日までの取得については即時償却、または 5% (建物・構築物は 3%) の税額控除が可能になりました。その後、平成 29 年 3 月 31 日までの取得についてはその取得額の 50% 特別償却 (建物・構築物は 25%)、またはその取得価額の 4% の税額控除 (建物・構築物は 2%) の選択適用ができることになりました。

※生産性向上設備

→ 最新モデルで、旧モデル比で生産性が年平均 1% 以上向上するもの。ただし、最低取得価額以上であること。



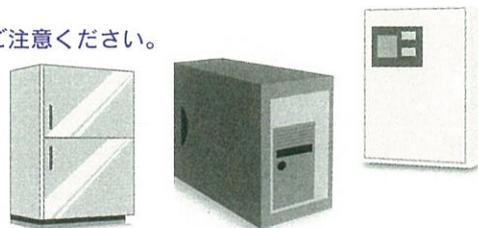
生産性向上設備の具体的内容

種類	細目	新規発売からの 年数(最新モデル)	最低取得価額
機械装置	限定なし	10 年以内	単品 160 万円
工具	ロール	4 年以内	単品 120 万円 (単品 30 万円 × 4 でも可)
器具備品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ・ 冷房用又は暖房用機器 ・ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ・ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー (電気式以外) ・ サーバー (OS を同時に取得するものに限る) ←中小企業のみ! ・ 試験又は測定器 	6 年以内	
建物	断熱材及び断熱窓	14 年以内	単品 120 万円 (建物付属設備 については、 単品 60 万円 × 2 でも可))
建物付属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備・照明設備 ・ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ・ エレベーター ・ アーケード、ブラインド ・ 日射調整フィルム 	14 年以内	
ソフトウェア ←中小企業のみ!	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	5 年以内	単品 70 万円 (単品 30 万円かつ 合計額が 70 万円 でも可)

※対象とされる設備の対象に注意してください。

※中小企業の場合は、中小企業の投資促進税制の方が有利な場合がありますのでご注意ください。

※経済産業省の証明書が必要な場合があります。



2. 交際費課税の見直し



9-3

(中小企業以外の大企業)

交際費の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入できるようになりました。但し、社内接待はこれに含まれません。

(中小企業)

800万円までは全額損金算入となります（平成25年改正。今回2年延長となりました。）。交際費の金額が800万円以上の場合には、これと50%損金算入との選択適用となります。



3. 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設

- (内 容) 建築物の耐震改修部分について、取得額の25%の特別償却
 (条 件) 平成27年3月31日までに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定による耐震診断の結果の報告を行うこと。

4. 復興特別法人税の1年前倒し廃止



復興特別法人税の課税期間を1年間前倒して2年間で終了することになりました。この結果、3月決算法人であれば、平成26年3月31日に終了する事業年度で終了することとなります。

5. 上記以外の前年における改正で、延長となった主なもの

- (1) 試験研究費の増加額に係る税額控除、又は平均売上高10%を超える試験研究費に係る税額控除を、選択適用できる制度
 ← 見直しの上、3年延長
- (2) 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
 ← 見直しの上、3年延長
- (3) 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度
 ← 見直しの上、2年延長

6. その他に新設された主な制度

- (1) 国家戦略特区における非課税制度

II 消費課税

平成 26 年度の税制改正において、消費課税に関するものは以下の通りです。

簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直し、そしてとうとう消費税の税率が引上げになります。

平成 26 年 4 月 1 日から 8% (うち国税 6.3% 地方税 1.7%)

平成 27 年 10 月 1 日から 10% (うち国税 7.8% 地方税 2.2%)



1. 簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直し

金融業、保険業については現行の第 4 種事業(みなし仕入れ率 60%)から第 5 種事業(みなし仕入れ率 50%)に変更され、また不動産業については、現行の第 5 種事業(みなし仕入れ率 50%)から第 6 種事業(みなし仕入れ率 40%)に変更されます。

当該改正は平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間から適用されます。

事業区分	第一種事業	第二種事業	第三種事業	第四種事業	第五種事業	第六種事業
みなし仕入れ率	90%	80%	70%	60%	50%	40%
該当する事業	卸売業	小売業	製造業等	その他事業	サービス業 金融業 保険業等	不動産業

『誤解しないで消費税』

平成 26 年度の税制改正ではありませんが、いよいよ消費税の税率が上がります。

そこで 8%、10% に上がる前に、経過措置を適用させて、なんとか課税仕入れに係る消費税を 5% にさせようとする話をよく聞きます。でもこれは お得な話ではありません。

消費税は預かった消費税と業者に支払った消費税との差額を国に納めるので、仕入業者に支払う消費税を抑えても、国に納める金額が増えるだけです。

業者に支払う消費税と国に納める消費税の合計は変わりません。誤解のないようにお願いします。

(但し、これは原則課税の場合であり、簡易課税の場合はメリットがあります。)

経過措置を使って旧税率にしてもキャッシュアウトは変わらない



III 資産課税

平成 26 年度の税制改正において、資産課税に関するものは以下の通りです。

ポイントは、**固定資産税耐用年数の短縮**、**みなし相続財産の追加**、**医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設**、**農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予の見直し**、の 4 つです。また、今回の改正ではありませんが、今年度から適用になる改正については、**小規模宅地等の特例の見直し**があります。それぞれ（適用時期）が違いますので、今後税務対策をされる際、特に御注意ください。

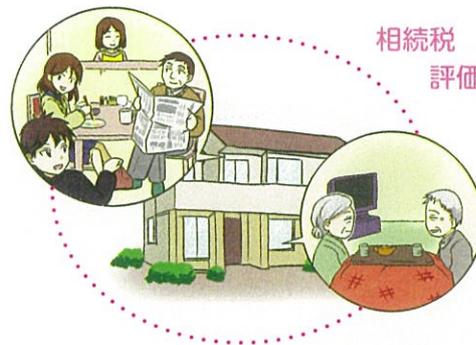


1. 平成 26 年 1 月 1 日から適用される事項(過去の改正の確認)

相続税の小規模宅地等の特例の見直しがされます(平成 26 年 1 月 1 日以後適用)

「**小規模宅地の特例**」とは、亡くなった方(被相続人)が所有し住んでいた居住用宅地(または事業敷地)が一定要件を満たすものは、**土地の相続税評価額を減額する**ものです。

①一棟の二世帯住宅で被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分も対象となります。



②老人ホームなどに入所したことにより被相続人の居住用に供されなくなった家屋の敷地について、これまで**終身利用権**を利用して入居した場合等は対象外であったのが、亡くなった方が**介護が必要で、かつ、家を誰か別の人に貸して**いなければ対象となります。

他の人に貸していなければ…

・ 要介護
・ 非賃貸



2. 固定資産税耐用年数の短縮がされます(平成 27 年度の評価替えから適用)

固定資産評価基準における**鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造のホテル・旅館の用に供する家屋**に係る経過年数が 45 年(現行 50 年)に短縮されます。

3. みなし相続財産の追加がされます(平成 27 年 1 月 1 日以後適用)

下記の一時金等について、相続税法上の**みなし相続財産**(退職手当金等に含まれる給付)として相続税の課税対象とされるとともに、**法定相続人 1 人当たり 500 万円までの非課税制度**の対象とされます。

- ①小規模企業共済制度の加入対象者に追加される**小規模企業者の死亡に伴い支給を受ける一時金**
- ②**国家公務員共済、地方 公務員共済及び私立学校教職員共済に創設される退職等年金給付のうち、共済組合員等の死亡に伴い遺族が支給を受ける一時金等**



4. 医業継続に係る相続税・贈与税について、納税猶予等の創設がなされます(移行計画認定制度施行日以後適用)

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を 相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人(仮称)であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画(仮称)の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除することとされました。(贈与税も同様の仕組みです。)

※認定医療法人(仮称)とは、良質な医療を提供する体制の確立を図る ための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画(仮称)について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

5. 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予の見直しがされます(平成26年4月1日以後適用)

特例適用農地等の収用等のための譲渡において一定の要件を満たした場合、利子税の全額免除(現行2分の1)や納税猶予等の対象となります。

IV 個人所得税

平成 25 年度税制改正大綱における主な改正として

- ① 給与所得控除の見直し(給与所得控除の上限引下げ)
- ② 少額投資非課税制度(NISA)における非課税口座が毎年変更可能に
- ③ 企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ
- ④ 生活に通常必要でないゴルフ会員権等の譲渡による損失が損益通算でなくなるなどがあります。それでは、平成 26 年から適用される事項を見ていきましょう。

1. 平成 26 年分から適用される事項(過去の改正の確認)



住宅借入金等特別控除の限度額拡大(住宅ローン減税の拡大)

消費税率が5%から8%に上がる平成26年4月から消費税率8%で住宅を購入した人が住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除が拡大されます。

借入限度額、控除率、各年度の控除限度額、最大控除額については下表の通りです。

居住年	借入限度額	控除率	各年度の控除限度額	最大控除額
平成 26 年 1 月 ～ 3 月	2,000 万円	1.0%	20 万円	200 万円
	(3,000 万円)		(30 万円)	(300 万円)
平成 26 年 4 月 ～平成 29 年 12 月	4,000 万円	1.0%	40 万円	400 万円
	(5,000 万円)		(50 万円)	(500 万円)

(カッコ内は長期優良住宅及び低炭素住宅の場合)

2. 給与所得控除の見直し(今後の改正)

年収 1,000 万円を超える給与所得の控除額が以下のように段階的に引下げられます。

	現行	平成 28 年度	平成 29 年度以後
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

3. 少額投資非課税制度(NISA)の見直し



平成 26 年 1 月からスタートする少額投資非課税制度(NISA)において、当初の制度設計が一部変更されます。

(少額投資非課税制度(NISA)とは)

NISAとは、特定の口座に入れたお金で株式や投資信託に投資し、売却益や配当金・分配金が出た場合に税金が掛からない投資優遇制度。非課税の投資枠は毎年 100 万円で、最長 5 年間、計 500 万円まで広げることが可能です。

(今回の改正点)

NISAの専用口座を開設する金融機関を毎年変更できるようになりました。

従来の仕組みの案では平成 26 年度より利用を始めると、4 年間は金融機関を変えることができませんでした。

この改正で、平成 27 年 1 月以降は、NISAの専用口座を毎年変更できるようになり、最大 5 つの口座を持つことができ、複数の金融機関から投資先を選べるようになります。

〈現 行〉

4 年間変更できない A 金融機関

〈新制度〉 1 年ごとに変更可能



4. 生活に通常必要でないゴルフ会員権等の譲渡による損失について



平成 26 年 4 月 1 日以降、ゴルフ会員権やリゾート会員権等は生活に通常必要でない資産に加えられ、その譲渡損失は他の所得との損益通算及び雑損控除を受けられなくなりました。



5. その他

(新設)

個人が、債務免除を受けたことによって生じる経済的利益について、一定の条件を満たすものについては、各種所得金額の計算上、総収入金額に算入しなくてもよくなりました。

(廃止・縮減)

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例について、土地等を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額は、相続したすべての土地に対応する相続税相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額に縮減されます。

この改正は平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続・遺贈により取得したものを譲渡する場合に適用されます。

V その他の改正

1. 車体課税の見直し（軽自動車税の見直し）

平成27年度以降に取得した軽自動車の新車について、税率が1.5倍引き上げになります。（ただし、自家用乗用車以外の区分については、農業者、中小企業者等の負担を考慮し、税率の引き上げは、約1.25倍。）

平成28年度分から、13年超の中古車に対しては取得税が更に20%引き上げられます。



軽自動車税の見直し

＜税額表＞		H27/3/31 までに取得	H27/4/1 ~取得	税率の引き上げ!!
車種区分		現行（税率）	改正後（税率）	
乗用	自家用	7,200円	10,800円	→
	営業用	5,500円	6,900円	
貨物用	自家用	4,000円	5,000円	
	営業用	3,000円	3,800円	



2. 印紙税の負担軽減

金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5万円未満（現行3万円未満）のものには、印紙税を課さないこととなります。この改正は、平成26年4月1日以後に作成される受取書について適用されます。

	現行	改正後
印紙税	3万円以上	5万円以上

3. 創業に係る登録免許税の軽減措置の創設

産業競争力強化法の認定を受けて、株式会社を設立する場合、その会社の設立登記（平成28年3月31日までの間に受けるものに限る）に対する登録免許税の負担が軽減されます。

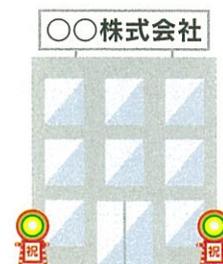
※会社設立の場合、資本金の0.7%→0.35%（最低税額7.5万円）

会社設立登記にかかる登録免許税

現行	改正後
資本金の0.7%	資本金の0.35%
（最低税額15万円）	（最低税額7.5万円）

認定を受けることが必要！

負担軽減



優和会計人グループ
Your success is our business

<http://www.yuwa.gr.jp/>

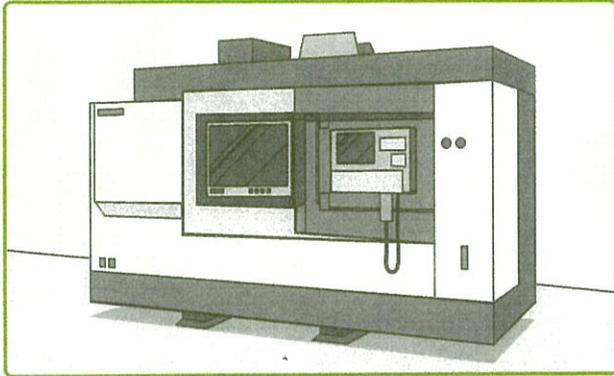
この資料は、平成25年12月に自由民主党・公明党より発表された「平成26年度税制改正大綱」を参考に作成しております。
http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/zeisei2013/pdf128_1.pdf

(1)

最新設備の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / ソフトウェア
※機械装置以外は一部の設備のみ。

簡単な手続で、税制優遇が受けられます。



[必要手続]

設備メーカーから、証明書を受け取ってください。

[要件]

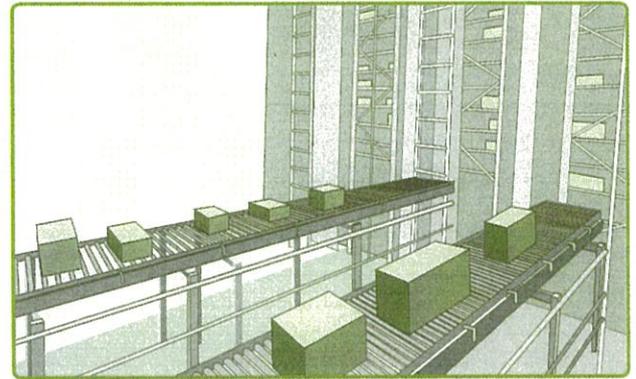
- 最新モデルであること
- 生産性が年平均1%以上向上していること
注:生産性=「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等
- 一定の価額以上であること
 - 機械装置:160万円
 - 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
 - 建物:120万円
 - 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
 - ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

(2)

利益改善のための設備の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / 構築物 / ソフトウェア

利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。



[必要手続]

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。

[要件]

- 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること

$$\text{投資利益率} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

- 一定の価額以上であること

- 機械装置:160万円
- 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- 建物及び構築物:120万円
- 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

上記丸ごととの相違?

生産性向上設備投資促進税制についてのお問い合わせ

北海道経済産業局	地域経済課	TEL:011-709-1782
東北経済産業局	地域経済課	TEL:022-221-4876
関東経済産業局	地域経済課	TEL:048-600-0254
中部経済産業局	地域振興課	TEL:052-951-2716
中部経済産業局北陸支局	地域経済課	TEL:076-432-5518

近畿経済産業局	地域経済課	TEL:06-6966-6065
中国経済産業局	地域経済課	TEL:082-224-5684
四国経済産業局	地域経済課	TEL:087-811-8513
九州経済産業局	企業支援課	TEL:092-482-5435
沖縄総合事務局	地域経済課	TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通)03-3501-1560

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaiei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

設備投資を 決断する チャンスです!

産業競争力強化法

生産性向上設備投資促進税制

即時償却 または 税額控除 5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

特別償却 50% または 税額控除 4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

対象設備

最新設備を導入する場合

単品設備 簡素な手続(事業者の申請不要)

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、
ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。

利益改善のための設備を導入する場合

複数設備可 投資計画の申請が必要

機械装置、工具、器具備品、建物、
建物附属設備、構築物、ソフトウェア

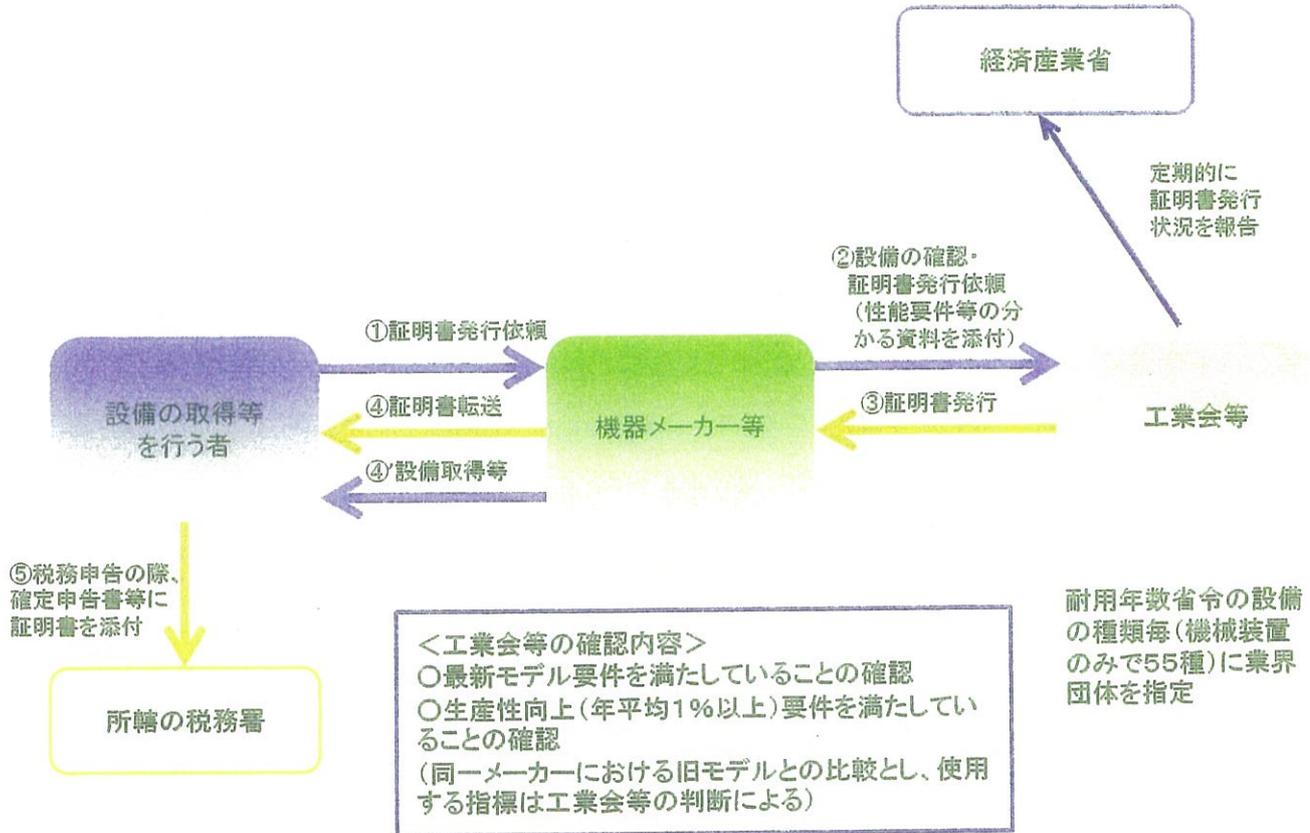
老朽化拡大か?

利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

範囲の制限?
どの程度?

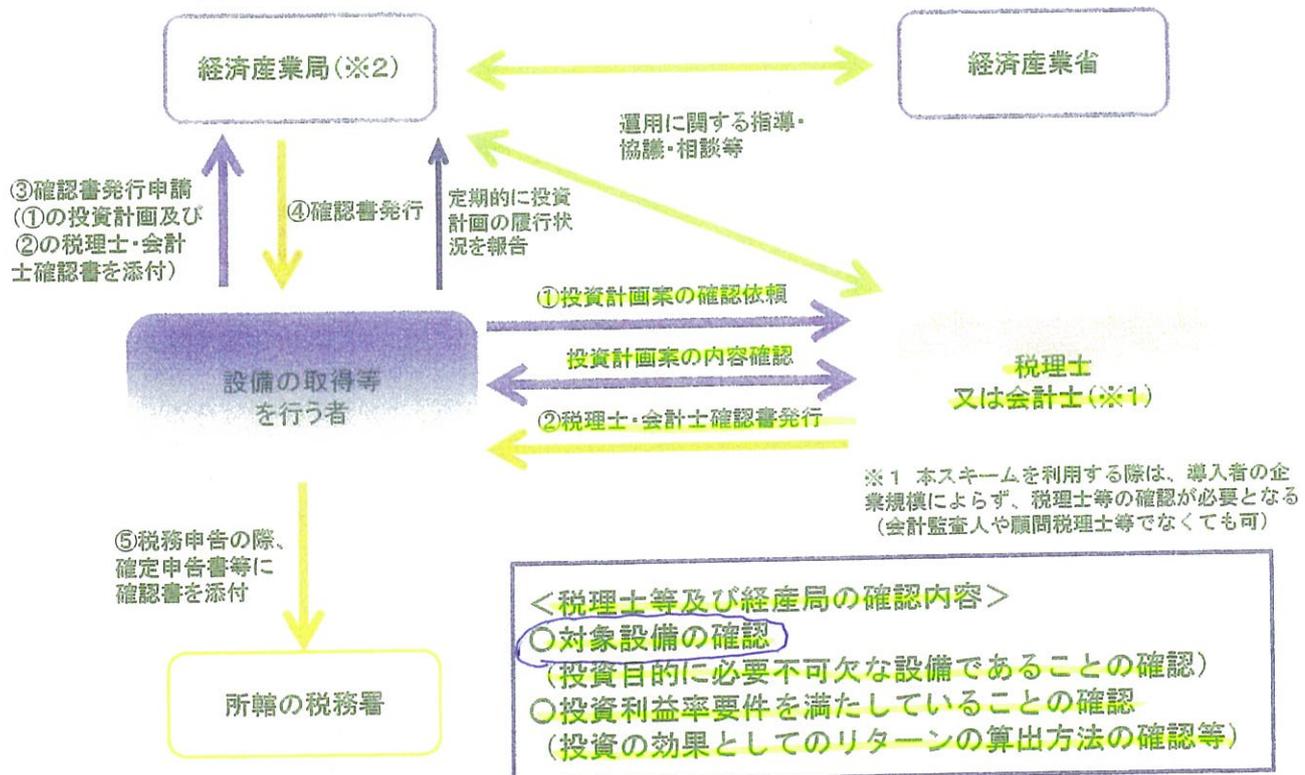
3-1. 先端設備の要件確認スキーム



4-1. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件確認スキーム

※2 経済産業局による確認は、設備の取得等の前に実施すること

範囲は広いのか



Ⅱ. 沖縄県法人会連合会の要望の概要(案)

平成 26 年 2 月 8 日

「平成 27 年度 税制改正要望事項」について

謹啓 時下ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。

さて、掲題について、本会の要望事項を下記のとおり提出いたします。

謹白

記

経済の三要素は、家計、企業、政府である。

このうち企業は税収の基礎である課税利益を創出、政府と家計は社会的に必要な消費を行う。その企業の中核をなすものは法人であり、経済の活性化は法人の活性化がその要になると考える。法人の利益が納税により社会の福利に重要な貢献をする。

また、法人は法人の利益に対する法人税等を納税するとともに、消費税、源泉徴収所得税、個人住民税、固定資産税、酒税、自動車関係税等の主要な税について負担者又は徴収義務者等となっており、その額は国及び地方の全税収の 70%をはるかに越えているものと思われる。その法人の立場に立って税制改正に関する提言を行う。

「分かり易い税制と透明性、税の納得性」

所得・資産・消費のバランスのとれた税制、経済社会の変化と情報化時代に対応した簡素で、透明で、社会の活力を養い、国際的に通用し、競争力があり、納税者の納得のできる税制を確立すべきである。規制緩和の観点からは、税は規制の最もたるものである。

税の簡素化と透明性は、税の制定、執行、使途の流れについてわかりやすく、納税者に納得できる説明をすることによって、納税者の信頼を高めることと理解されたい。

経済は進化、発展をしており既存の制度はその発展等に応じて柔軟に変化すべきであり、社会通念からかけ離れた税の制定や税の執行を改め、納税者が納得できる税の使途を実現すべきである。特定の歳出が既得権化することのないよう受益と負担の両面からバランスのとれた、社会が必要とする、無駄のない最小限の費用、即ち透明性のある公共サービスをまかなうための税制を構築して、社会や地域が活力を高める税環境の整備を図っていただきたい。

「増税の影響とその対処」

特に、増税に際しては、その経済的、財政的影響額を明確に試算し、社会的影響を想定(場合区分可)すべきである。当然その試算に対する具体的方策を示し、実行に移すべきである。特に、デフレ脱却を目指す現況においては、未だ残ると言われている需給ギャップを明示し、対応すべきである。

東日本大震災に係る復旧・復興に向けた支援策については、財政において対応することが第一であり、復興資金の財源確保のためにも、歳出の優先度の見直しを図り、無駄な歳出の見直しと削減を今こそ実現する時である。被災者を救済し、事業活動の回復を早期に図り、被災地救済のために適切な財政出動を速やかに実施する。

税は長期的に財政の健全化を支援すべき立場であり、また、現状において増税はデフレ状態(流動性の縮小を通じて)更に悪化させるものである。臨時的な災害に対処するには常日頃の国家の備蓄(無い時は公債)によるべきである。増税(永久化)と災害対策(一時的対応)を混同して、災害の支援策を増税と取り違えてはならない。税制の抜本改革は今、絶対に必要であり、以下に述べるところであるが、それは平時の国家運営の安定と財政改革のためである。

1. 歳入・歳出 税制・財政

(1) 財政健全化 (構造問題)

①ここまで悪化した財政の内容と原因(責任)を明確にする

財政健全化を進めるための第一の道筋は、財政悪化の原因(責任)を明確に認識し、その上で、対処すべき方針を決めるべきである。

基本的には、不適切な支出が多く、無駄使いが過ぎたということである。

②現在の経済危機を脱し、景気を回復基調に乗せることを優先課題とし、規制緩和を進め、現状維持や旧態保全に改革により長期的に財政の再建と社会保障費の改革を進めなければならない。

まず、需要不足を埋めてデフレを解消する方向で企業の強化と経済の活性化に注力し、長期的には、歳出削減計画(数年間)と適正な公債発行による歳出構造の改善による財源調達を主とし、安易な公債の発行であってはならない。

③経済危機からの脱出対策は具体的かつ速やかに実施すること

企業はモノを売って利益を上げるために存在し、その目的のために人を雇う。企業や経済を強化し、成長させることが雇用政策である。

(1) 中小企業支援策は経営支援、雇用支援を中心に緊急に大幅に実施すること。

(2) 中小企業にとって負担過重となっている社会保険制度や雇用労働保険制度について時限的に負担軽減を図る制度を導入すること。

④日本の政治及び政治家の抜本的な改革の必要性

日本の政治(家)についても、早急で、適切な規模の改革投資を行う必要がある。

過去の巨額な国家債務、今回の震災の政治の意思決定の不適切さとタイミングの問題点を改めなければならない。日本の政治と政治家と現状、責任感と自覚、適切な指導力と説得力、国際的な評価、国会議員の人数等について、国民として納得のいかない点が多い。

⑤歳出削減を実行した後、景気の回復を確かめ、増税を含め税制の抜本的改革を長期的展望を持って行う

税制は長期的な観点の下、税の目的と基本の確立を目指し、目先の人気取りのなものや一部優遇、一部配慮や少額で複雑な制度を廃止する。

⑥行政改革と財政改革は一体として推進すること

(1) 公務員制度の改革は急務である。

(2) 国、地方に共通する議員定数の縮減とその報酬の見直し。

(3) 国民福祉が国内において地域間格差のない医療、教育、福祉等の最低限の保障制度を確立すべきである。

⑦仮に、消費税の増税があったとしても、先ず、真の景気回復と財政再建の財源にすべきである

景気

①「改革とは白紙からの改革」

歳出の改革は歳出の効率化と削減であり、税金の使い方と用途の改善と節減である。歳入の改革は安定的な歳入を図るための経済の活性化による税制の抜本的改革である。

②基礎的財政収支の赤字半減・黒字化は経済の活性化による税の増収により

経済の活性化が、結果としての税の増収をもたらすことを特に理解すべきである。

経済とは経国済民と言われ、稀少性の中で最善の政策によって、社会に最大の富と幸福を与えることである。

税率等を引き上げて税の増収を図るという本末転倒で安易な思考ではなく、経済の活発化と経済成長を図るために必要ならば税率を引下げてでも、企業の活性化を支援する政策によって、結果としての税の増収を図る工夫を真剣に行うべきである。

③経済の活性化は地域の活性化から

経済の活性化は机上の計算からではなく、現場、地域から。

特に地域の活性化が日本経済の再生につながる。地域の活性化とは国民の自助自立の育成が根本であり、新しい産業の創出であり、雇用の増進である。我が国の経済の発展と社会と文化の安定を長年にわたり支えてきた中小企業の活性化を支援し、企業活力の維持と再生に留意した税制を構築することを強く要望する。

文化は歴史とともに地域社会や経済が支え、形成して来た我が国の物心両面の成果であり、技術、学問、芸術、道徳等の発展は上からの押し付けだけでは育成、継続できるものではなく、経済との両輪と考えるべきである。

④経済の活性化には規制緩和と中小企業の活性化が必要

税は、経済にとって最大の規制であることも認識すべきである。

⑤経済の活性化は企業の活性化を目指す法人税率等の十分な引下げが必要

⑥経済の活性化は、外国よりも優位にある環境技術や資本の活用に集中する必要がある

⑦国債残高の計画的、継続的引き下げ

国債残高は財政収入を上回る歳出の超過によって招いた結果である。原因を明確に認識して、後世代のために国家債務の削減の道筋をつけるべきである。

⑧歳出削減は何故できないのか、責任を持って具体的に実行する。

政治家や公務員は、国の危機と認識しても自己に痛みのある改革は実行することは出来ない。国民の監視が必要である。

国家の課題が解決できないのは政治的指導力の不足が原因である。年金問題、官僚の天下り、無駄の多い公共事業、進まない地方分権、国家的成長…これらが長い間改革できないのは何故か。

i 政治的優先事項の誤認

ii 「あれも、これも」の要求を「あれか、これか」に変える指導力不足

iii 国家財政に対する責任感の欠如

iv 先送りによる物事の解決

それは国家財政のバランスをとることのできない政治家の指導力不足である。

⑨改革できない歳出に対して、国民が直接関与する新たな効率的な方策を研究すべきである。

特に地域の目から見た無駄遣いを監視することはより直接的、現場的な関心となる。納税者の納税のために歳出を見る、チェックする機能を納税者に与える。

(2) 社会保障費の財源確保

① 社会保障財源の悪化の原因の明確化

現在、12兆円もの赤字国債が社会保障費の財源となっていると言われている。

社会保障費の財源改革は社会保障制度自体の改革であり、社会保障の自立性の問題である。税は勿論、他の依存によって社会保障の改革を行うべきものではない。

このように財源が悪化し、将来の設計が出来ない程になっている原因を明確に認識し、次世代の負担に対し、充分理解(納得)できる対処を明確にすべきである。

即ち、誤りを正して再出発する中での負担のあり方を決めるべきである。

② 社会保障給付費の今後のレベルの明確化

中福祉のための中負担は社会保障自体の問題であり、税や他のものに依存するというのではない。それは社会保障自体が自立的に考えるべきである。

また、社会保障と雇用とは無関係で、雇用は雇用自体が考慮すべきである。

自立した社会保障制度の改革のためには、高福祉高負担の議論も行う必要がある。

③ 安定的財源の確保

諸条件を整備した上で、必要な安定財源を確保し、消費税率の引き上げを社会保障費の財源確保と組み合わせない方向で検討する。

財政は過去の誤りを認識した歳出削減を第一とし、臨時的には財政支出を充て、明確な制度設計の下で臨時的な税制による税収を充てることも検討する。

① 社会保障費と税制の一体改革の矛盾

(中・長期的課題)

一体改革とは、その形容詞である「経済社会の変化に対応した」という言葉を忘れることなく、「社会保障の全体改革」という趣旨である。

現行の負担水準に合わせて、給付水準を見直す。日本はこれから人口構造の変化に直面する。

社会保障と税の一体改革が、いたずらに社会保障費の拡大につながってはならない。社会保障費に適正な歯止めをかける改革に最低限、税も参画するのである。

併せて社会保障制度の中にある無駄を徹底して排除する。

② 公的年金のあり方(税方式、保険料方式)

現在の財政方式である「賦課方式」を改め「積立方式」へ変更する必要がある。

制度を改めた後の財源確保については、過渡的財政支援もやむを得ないが、先決すべきは制度の改革と将来への展望である。

③ 持続的な社会保障制度の確立

人口減少、少子高齢化に耐える制度を構築する。

いたずらに現行の「賦課方式」を維持しようとすることは将来の国家破綻を招き、解答のない解決を求めることであることを認識する。

④ 公平な世代間の受益と負担

平成25年4月の人口推計によれば、日本の全人口は127百万人である。そのうち選挙権のない19才以下の人口は22百万人、選挙権のある人口は104百万人となる。選挙権のある人口104百万人のうち、60才以上の人口は41百万人であり、選挙権人口の約39%である。

社会保障費は年金を始め高齢者の受益分が極めて大きい。

社会保障費の改革において、利害関係者とも言うべき高齢者に対して現役世代の意見(選挙権シェア)が充分に反映されていないと言わざるを得ない。

①無駄の削減

現在まで累積された国家債務 1,000 兆円の原因は支出された資金が無駄な支出であったことの証拠である。この無駄の原因、内容を明確にし、解消計画を確立すべきである。

これは国民的課題であり、国民一人一人が認識して今後は有効な支出を行うとともに、累積債務の解消のための努力を行うべきである。

そのためには、次のような点の改革が必要と考えられる。

- (1) 累積された国家債務の原因と責任の明確化 (原因は無駄使いである。責任は支出を行った者である。)
- (2) 社会保障費の改革 (本当に有用で、国を維持する社会保障費について再考の必要がある。)
- (3) 歳出の大幅な改革のための公務員、政治家の員数等の削減 (No.1 の原因と責任の明確化)
- (4) 経済の回復と振興に資するための経済政策と税制の再構築 (過去の反省と長期的視野)
- (5) 国民負担のあり方としては小さな政府をめざす必要性の確認。

②分かり易い税制による財政再建

以上、財政再建の基本「歳出超過の改善、立法者及び行政者の責任、経済と企業の活性化、地域への支援等」を理解し実施した上で、簡素で低コストな税制を構築すべきである。

今や税法の抜本的改革が必要である。経済環境の変化と国家の問題を認識すべき時期である。

法人税と所得税と消費税について思い切った簡素化を発想すべきである。

例えば簡素な税制の考え方として概要を述べると次の通りである。

所得税については、所得に対して一律 10%の課税とし、計算方法の簡素化と徴税コストの低減と意欲の出る税制にする。

次に、法人税については、法人が個人を擬制にして規定されていることから、所得の有無による不公平をなくし、収益 (付加価値等) に一律 5%の課税とし、計算方法の簡素化と徴税コストの低減と公平な税制とする。

また、消費税については、国民の消費についてすべて一律 10%の課税とし、計算方法の簡素化と公平な税制とする。(国税関係)

③歳出、歳入のバランス感覚を明確にして経済成長の結果である健全な財政の確立が望まれる。過去の債務分の公債発行は別として、必要な歳出の範囲での税収という認識を高めなければならない。

④他人の物を他人の為に使うという歯止めのない行為の対策

政治家から見て、税は他人の物 (国民が納めたもの) であり、自分のものでないため慎重な態度が欠ける。また、他人の為に使う (業界、福祉など) という行為は、自分にとって痛みのないものである。万年的な歳出超過の原因を明らかにし、それを断つ対策が必要である。

政治の倫理が特に必要である。

2. 経済

(1) 当面の景気対策、中小企業の活性化

① 真の雇用対策の理解

真の雇用対策は景気の回復であり、経済の活性化である。

今の雇用政策、失業者を減らすために企業に雇用調整給付金を出し、仕事がなくとも企業に採用を要請したり、失業者に総花的に研修手当を与えるような方法では解決しない。

併せて日本経済が過去 20 年間停滞してきた問題点を明らかにすべきである。その原因は結局、日本企業に対する社会的経済的環境が企業、特に中小企業の発展にブレーキをかけていることである。

② 震災の復興と中小企業の活性化

雇用の改善は中小企業の活性化が最も重要なポイントである。数年間に渡る膨大な復興需要の中で中小企業の活性化による雇用の改善を位置づけ、中小企業の役割を明確にすべきである。

(2) 企業の国際競争力の強化

① 国際競争力と雇用

国際競争力の強化のためには、(1)輸出競争力を持つとともに、(2)国内への外国企業の誘致を図ることが必要である。輸出競争力は新製品の開発力であり、政府はそのための施策を充分に行う必要がある。併せて為替相場の効果的な管理も必要である。

また、外国企業の誘致については、国内の諸制度、効果的な資源の提供と競争力のある税率が必要である。

(3) 持続可能な経済成長

(中・長期的課題)

① デフレ不況の克服

1990 年代の不良債権問題、実質的な景気後退の 2000 年代、売上が上がらず、企業利益が下がり、雇用、賃金及び税収の落込というデフレギャップが解消できないのは政府の先送り政策(延命策)の誤りであり、先ずデフレギャップの是正による産業の構造改革が必要である。

② 負の遺産の改善と新しい世代への引継

日本経済の低成長を解決するための議論と併せて、その議論の主体の変更が最も重要である。現存の旧態化した指導者、経営層が大幅に交代し、新しい 50 代未満の世代に重要な地位を譲り、過去の変革期におけるような活躍の場を人為的に与えるべきである。

③ 少子化対策と 30 代、40 代世代

現在の子ども手当支給制度を見直し、人口を維持するため、子どもを安心して生み育てることができるような世代に対する対策を求める。

④ 世代交代と新しい日本の構想

それは同時に、現在の 30 代、40 代世代に対して税制、財政の面で十分に支援し、将来が展望できる生活状態を保証することによって将来の日本を支え得る世代を育成するということである。

3. 国と地方のあり方と税制

(1) 三位一体の改革 (地方への税源委譲等)

① 安定的財源の確保

地方への税財源の移譲を拡大し、地方の安定財源を充実する。地方の歳入と歳出の乖離を埋めるために行われている地方交付税交付金については、財政需要の拡大を抑制できず、公共サービスによる受益と負担の関係が不明確であるため縮減の方向で再検討する。

(2) 地域間格差 (地方の法人課税等)

① 「離島特別控除の創設」

高速道路無料化等は、離島地域への格差を拡大させた。離島航空・船運賃への新たな助成と、小規模離島の出生、高校教育に係る経費の特別控除や、離島地域の法人税・所得税・消費税の税率引き下げるか、もしくは、離島特別控除を創設し、税負担の軽減を図るべきである。

(3) 中小企業の活性化と経済対策

地域における中小企業の活性化なくしては、地域の再生は望めない。

中小企業のニーズは自らの事業の持続と成長である。

即ち、単なる一過性の金融支援などではなく、中小企業の本業を支援できる体制を取ることが中小企業の活性化につながる。

(4) 地方分権の推進

(中・長期的課題)

① 道州制の導入

行政サービスの便益が及ぶ範囲に行政区域を再編(道州制)し、国と地方の役割分担を明確にする。

地方交付税を廃止し地方税の課税は、原則地方の自由とする。税の使途も地方の自主性を尊重し、地方の公共工事に国が干渉することは廃止すべきである。

国は、外交、防衛、警察、消防、義務教育、最低限の福祉等のナショナルミニマムを保障する役割を果たし、地方に干渉しない。

② 地域における自立経済の構築

地方における受益と負担の関係を明確化する。

財政運営の自己責任を徹底し、地方の自立を図る。

地域は国の救済等を期待せず、自立経済(経営)を構築する。

③ 地方財政問題

国と地方の役割分担の明確化と地方への権限委譲

地方公務員給与の適正化など地方行政のスリム化

(5) 歳入庁の構想

4. 国税・地方税

(1) 法人税

① 法人税の実効税率を25%以下にすること

② 租税特別措置の定期的な見直し等を行うこと

<理由>

租税特別措置は、当面の産業、経済、社会的要請等から暫定的に設けられるべきものである。例えば、現下の経済から見れば、雇用の促進が経済社会の重点でありこの一点に集中することが社会の要請に従う。社会の必要性に速やかに対応して、その必要性の変化に応じて、速やかに見直し、廃止等すべきである。

従って最長期間を明確にし、例えば5年程度で廃止し、みだりに延長すべきではない。

③ 法人課税の適正化と配当所得への二重課税の廃止を行うこと

<理由>

イ 現行の法人課税の方式は、法人擬制説を基礎とし、法人の所得は結局配当されて所得税が公平に課税されるという想定のもとに全体（法人及び個人）の所得税が構成されている。従って、所得税の前払である法人税率が所得税負担を超えることは個人課税のアンバランスにつながり、所得税率以下に止める必要がある。

ロ 今、仮に最高税率の部分で、A（個人事業による所得）とB（法人形態事業を經由して得る配当所得）を比較すると、BがAを超えており、結局これは法人税率が高すぎるか又は配当所得に対して二重課税が行われているということになる。

A、個人事業所得の税率	最高 40%	(国税のみで計算)
	(この部分の税引手取額 60%)	
B、法人形態の実効税率	最高 53.23%	(国税のみで計算)

法人税額	$100 \times 28.05\%$	$= 28.05 \dots (1)$
配当所得	$100 - 28.05$	$= 71.95$
所得税額	$71.95 \times 40.0\%$	$= 28.78$
配当控除	$71.95 \times 5\%$	$= 3.60$
所得税額	$28.78 - 3.60$	$= 25.18 \dots (2)$
合計税額	$28.05 + 25.18$	$= 53.23 \dots (1) + (2)$

(この部分の税引手取額 46.77%)

C、法人の場合の負担の重い額

$$B - A = 53.23\% - 40\% = 13.23\% \text{ (負担が重い)}$$

④ 剰余金の配当について損金算入を認めること

<理由>

上記②において、二重課税となっている配当所得について損金算入を認めると次のようになり、個人事業と法人形態の事業の実効税率が公平になる

B'、法人の改訂実効税率

法人税額	$100 - 100$	$= 0 \dots (1)$
配当所得	100	
所得税額	$100 \times 40.0\%$	$= 40.0 \dots (2)$
	(配当控除は認めない)	
合計税額	$0 + 40.0$	$= 40.0 \dots (1) + (2)$

(この部分の手取額 60%)

C'、負担の比較

$$B' (60\%) - A (60\%) = 0 \text{ (負担は同じ)}$$

⑤欠損金の繰越控除期間を15年以上とし、限度額を撤廃すること

<理由>

- イ 新規事業の立上げや業種転換及び不況時の企業リストラ等を収益で吸収するには時間と費用を要し、現在の9年間の繰越期間では不十分である。
- ロ 諸外国、特に英米等の繰越期間は無期限又は15年以上である。
- ハ 課税年度は人為的な区切りにすぎないものであり、その区切りによって計算の限度期間を設けることは正しくない。
繰越控除額を繰越控除前の所得金額の80%とすることは繰越控除の趣旨に反する。

⑥社会制度として存在する会社制度の中で、同族会社の名の下に差別的な取扱いである留保金課税を廃止すべきである。(法67)

<理由>

「留保した金額に課税する」という制度は、同一所得に2重に課税することであり、制度の廃止を検討すべきである。

⑨不良債権の償却の弾力化と適正化

<理由>

貸倒損失の認定が経済実態と乖離しており、経済実態的な会計処理をした企業は有税償却を行わざるを得ない。

⑩交際費に対する課税を廃止すること(法61の4)

交際費の損金性を否定する租税特別措置としての現行の規定は、大幅に改善すべきである。

<理由>

- イ 交際費が企業収益の向上に資し、その結果納税に貢献していることは明白であり、これの損金性を否定することは法人税の加重、二重課税の問題も生じ所得課税という法人の課税趣旨からしても問題である。
- ロ 業種により交際費の必要額に差異があり、交際費を多額に要する企業の法人税負担は他と比較して重くなる。(2倍~3倍程度の差が見られる)
- ハ 冗費、濫費等、本来、法人が負担すべきではない費用の抑制はその対象を明確にして、個別に検討すべきであり、交際費の名の下に一括すべきではない。
- ニ 定額控除限度額の資本金基準の2倍程度への引上げ。
昭和54年度の改正から33年間も経過しており引上げるべきである。
法人の資本金は当時と比較して約2倍となっている。

⑪退職給与引当金の損金算入(法55、令106)

<理由>

- イ 退職給与引当金は、労働協約等に基づき計上するものであり、債務の確実性が高く、会社法上も条件付債務として設定が義務づけられているものである。
- ロ 適正な費用の認識によって、毎期の所得計算を正確ならしめるものであって、この計上に限度枠を設けそれを更に縮減することは、費用収益対応の原則の趣旨からも妥当でない。
- ハ 給与等の上昇傾向及び勤続従業員の給付計算である点から見ても100%計上が過大計上となることはなく、限度枠を設ける合理的な理由にならない。

(2) 消費税

① 消費税法の問題点を改善する

(以下省略)

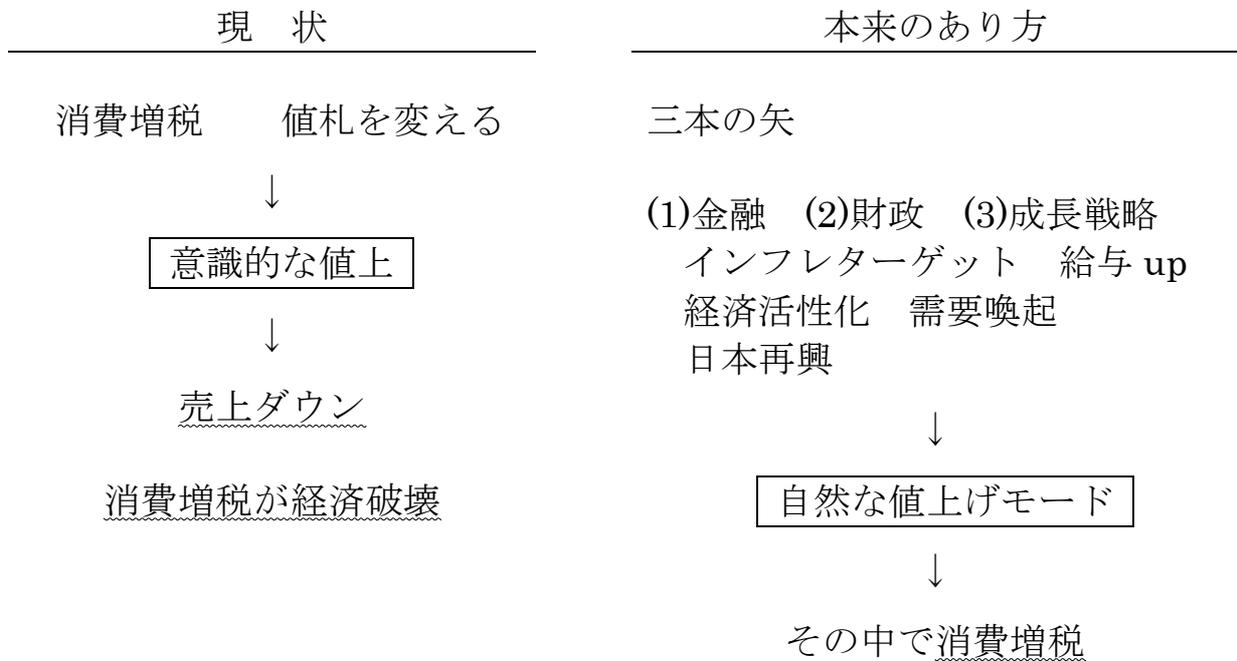
Ⅲ. 消費増税と日本の経済

増税のタイミング、ブレーキとアクセルの踏み方

(疑問)

- (1) 日本の GDP 成長率の低さの理由 ?
1991 年～ 0%
OECD 計 300% ユーロ圏 15 ヶ国 200% アメリカ 150%
- (2) 法人税のパラドックス ?
1982-2006 年の法人税率△減と経済成長 (GDP 比税増収)
日本△30% — 1.0 倍 (△40%)
欧米△30~△40% — 2~3 倍 (30~50%)
北欧△50~△60% — 4 倍 (50~60%)
- (3) 何故デフレ脱却ができなかったか ?
- (4) 東北の復興 日本再興 … 税金で?
- (5) 浜田先生 … 3 つのグラフで分かる 日銀 B/S 円高 生産グラフ
- (6) 上記の原因は何か?
- (7) 一体改革とは 社会保障改革ではないか、増税の理由ではない

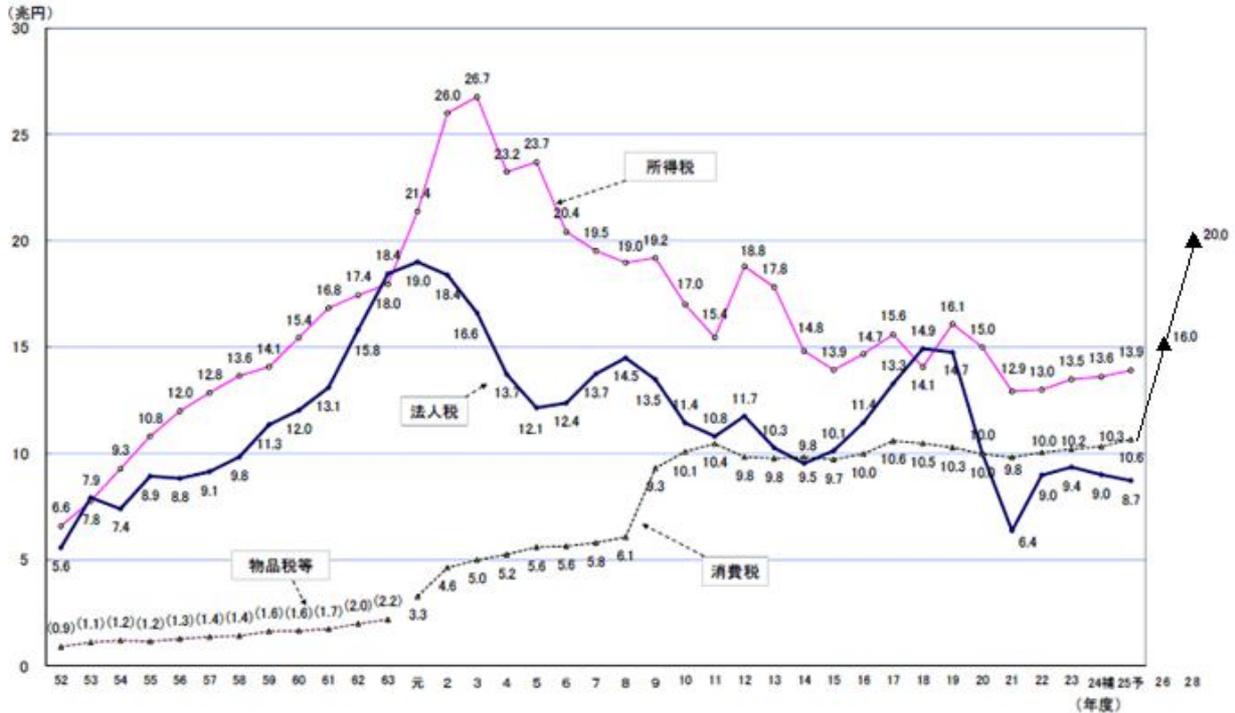
(順序)



消費者 13 兆円の値上
 事業者 コスト up プッシュ、価格競争 13 兆円
 政府 13 兆円の増収
 一どうして景気を良くするか

1. 主要税目の税収(国税)

主要税目の税収(一般会計分)の推移



(注)23年度以前は決算額、24年度は補正後予算額、25年度は予算額である。

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 Tel(代表)03-3581-4111(9時~18時30分)
Copyright(C) 財務省

上記の図は国税分のみの消費税であり、地方消費税を加味すると約 1.25 倍(現在 13.5 兆円、将来 27 兆円となる)

経済社会の変化に対応した社会保障と税の一体改革とは、(社会保障の改革と受取る)思い切った社会保障給付の重点化・効率化と財政再建目標に向けた具体的な実践であり、税の引上げを許容させるための方便ではない。

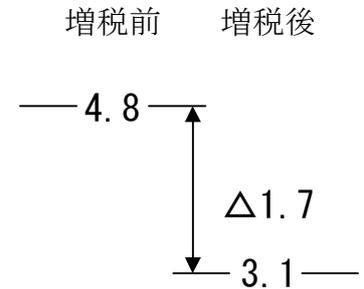
大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資喚起による成長戦略という 3本の矢とは、つまるところ規制改革であり、デフレ脱却と経営マインドの転換とは、例えば法人税の実効税率の引下げ等企業の活性化がその中心である。

もしも、過去の明らかな財政政策の誤りからきた歳入不足を一時的に補うためというだけなら、消費増税はナンセンスである。消費増税、金融・財政政策、成長戦略、デフレ脱却が、経済の活性化に繋がらなければ、逆に日本経済は大きく沈み、企業経営は展望を失い、国際比較の上でも大きな地盤沈下を招く。一体改革を増税の理由にしてはいけない。結果増税とすべきである。

2. 増税と経済成長

(H1 1989 年の増税) 0%→3%

年 度	実質 GDP	前期比	賃金指数	前期比
	兆円	%	千円	%
1986 (S61)	378.0	2.8	220.6	3.2
1987 (S62)	396.9	5.0	226.2	2.5
1988 (S63)	423.3	6.7	231.9	2.5
1989 (H1)	441.6	4.3	241.8	4.3
1990 (H2)	467.9	6.0	254.7	5.3
1991 (H3)	478.0	2.2	266.3	4.6
1992 (H4)	483.1	1.1	275.2	3.3



非正規比率

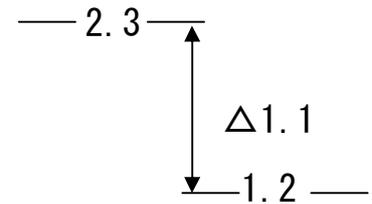
(20%)

(厚生労働省 賃金措置基本調査)

(10人以上民営事業所 6月分)

(H9.4 1997 年の増税) 3%→5%

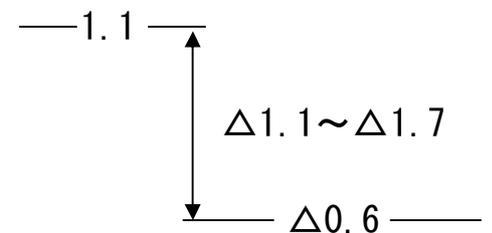
年 度	実質 GDP	前期比	賃金指数	前期比
1994 (H6)	490.7	1.1	288.4	2.6
1995 (H7)	502.8	2.5	291.3	1.0
1996 (H8)	520.1	3.4	295.6	1.5
1997 (H9)	521.3	0.2	298.9	1.1
1998 (H10)	518.4	(-)0.6	299.1	0.1
1999 (H11)	525.7	1.4	300.2	0.5
2000 (H12)	540.4	2.8	302.2	0.5



(24%)

(H26.4 2014 年の増税) 5%→8%、10%

年 度	実質 GDP	前期比	賃金指数	前期比
2011 (H23)	509.3	(-)0.6	296.8	0.2
2012 (H24)	519.3	2.0	297.7	0.3
2013 (H25)	529.4	1.9		
2014 (H26)				
2015 (H27)				
2016 (H28)				
2017 (H29)				



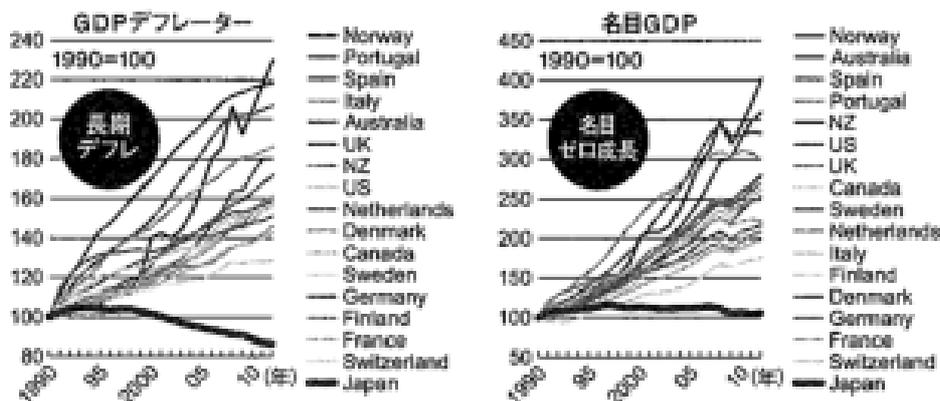
(38%)

今回は、前回の経済失速はないと言われているが、どのような状況が起こるかは解らない。企業経営の点からは、知識と情報を貯え活用して、経過措置、転嫁、経営方針等について十分な対策をとっておく必要がある。

日本の企業は、利益率が消費税の増税率に満たない状況である。売上の減少、転嫁の失敗は企業経営に重大な影響を及ぼす。駆け込み需要などに浮かれることなく平成 26 年 4 月以降は経営の正念場を迎えることを認識すべきである。

1989 年以降の日本の経済は、130 兆円もの公共投資を行ないながら日本経済を停滞させたままだった。

GDPデフレーター、名目GDPともに、日本は20年間世界の逆をいっている!



資料: World Economic Outlook Oct-2012 (IMF) ©BBT総合研究所

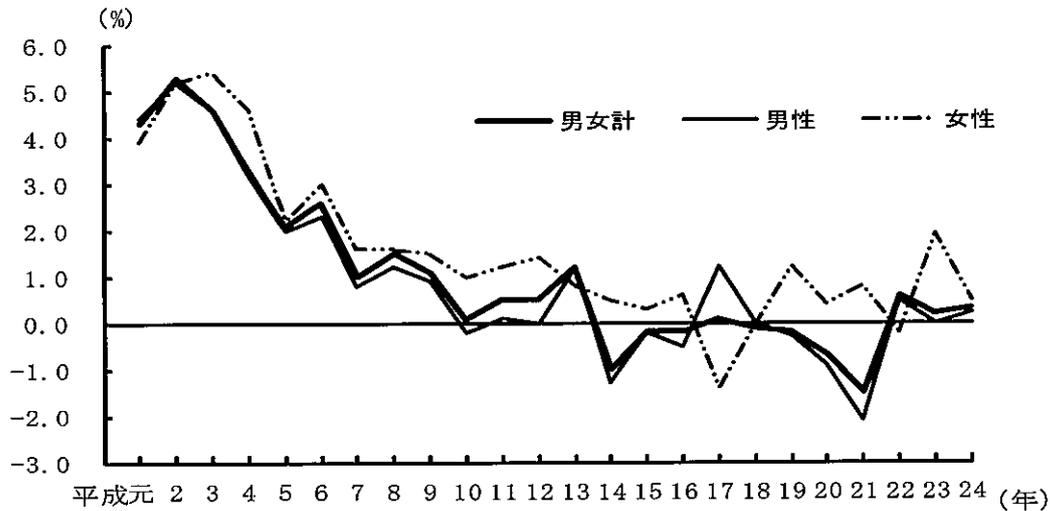
結果の概要

1 一般労働者の賃金

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計297.7千円(年齢41.7歳、勤続11.8年)、男性329.0千円(年齢42.5歳、勤続13.2年)、女性233.1千円(年齢40.0歳、勤続8.9年)となっており、前年と比べると、男女計では0.3%、男性では0.2%、女性では0.5%それぞれ上昇している(第1図、第1表)。

第1図 性別賃金の対前年増減率の推移



第1表 性別賃金及び対前年増減率の推移

年	男女計		男性		女性	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
平成元年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9
2	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2
3	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4
4	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6
5	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2
6	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0
7	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6
8	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6
9	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5
10	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0
11	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2
12	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4
13	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8
14	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5
15	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3
16	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6
17	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4
18	301.8	-0.1	337.7	-0.0	222.6	0.0
19	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2
20	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4
21	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8
22	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2
23	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9
24	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5
平成24年 年齢(歳) 勤続年数(年)	41.7 11.8		42.5 13.2		40.0 8.9	

3. 増税の影響とアベノミックス

消費税が5%に上がると、単純(直線的)には、次のような感じを受ける。
これは、私の個人的な感想であるが…

	消費増税	受けとめ	結果	望ましい解決策
消費者	5%	13兆円の 物価上昇 (高い買物)	消費減少	給与5%アップ など収入増加
事業者	5%	13兆円の 原価アップ圧力 (高くなる原価) (競争激化)	収益減少 又は 値上げ	売価5%アップ でも売れる経済 環境
政府等	5%	13兆円の増収	財政支出 (政治、官の権限増大)	増収による財政改革

アベノミックスと今回の消費増税が1997年のような経済失速を招かないため
には、単純に言えば、消費者の給与等のアップ又はアップ期待が必要であり、
また事業者の景気上昇又は上昇期待が必要である。

5. 増税の影響

税率を上げることだけが財政を救済することにはならない。消費増税3%で社会的損失は△3% (政府+3%) で済むのか。

エール大学の浜田宏一先生のご講演によると、消費税が(仮に5%)増税されて、それが物価に上乘せされると、当然、消費需要は減退する。即ち、国民全体の需要を減少させ、国民所得を減少させる。価格メカニズムは、生産者の生産による販売価格がどれだけかかり、それに消費者がいくら払うかを媒介として、資源の分配を能率的にしようとするものである。ところが消費者の支払った仮に(仮に5%)が政府の懐に入るとなると消費者のシグナルが生産者に伝わらなくなる。

また、生産者のコストも、(仮に5%)増税でしか消費者に伝わらなくなる。このように税(たとえば消費税)は、需要のシグナルと供給のシグナルの間に楔を設けるのである。消費税の増税率が5%になると、社会的な損失は5%ではなく、その増税割合2倍(10%÷5%)の2乗、つまり20%($2^2=4$)となるのだ。
()は仮に入れたもの

これに関して浜田先生は近著（アベノミクスと TPP が創る日本 2013 年 11 月 講談社刊）において、「消費税率引き上げは、カニ（国民）から猿（財務省）がおにぎりを奪おうとするもの。（中略）国民から今すぐおにぎりを取り上げ空腹にさせるほどのものではないことは確かです。」と。2 年に渡る日本の世界に例のない大幅な消費税率引き上げを（いずれは必要としても）かなり急激な変化として賛成はされていない。

(5) 社会保障財政の長期見通し

EU では、加盟国が 50 年先までの人口に依存する財政支出（社会保障財源を含む）を予測することによって、財政運営の課題を明らかにする作業が定期的に行われており、日本においても、社会保障財政の長期見通しを行ない課題を明らかにする必要がある。現在だけを考えて負担を先送りにする事態はより悪くなることを理解すべきだ。

(6) 財政再建の見通し

消費税率 10% で財政再建は出来るかという点、それは全く不可能である。社会保障給付費は年 103 兆円、その中で△41 兆円が不足している。6 頁にもあるが、消費税率 5% 引き上げ分をすべて社会保障財源に回しても、不足分は尚△17 兆円が不足分となる。

確かに、高齢化が進展する将来に向けて、現在の社会保障負担を先送りするのは問題である。しかし、社会保障負担の増も現在の社会情勢の変化の一つであり、このような変化に対応する抜本的な対策が必要である。27 兆円もの消費税率を社会保障費に投入するとはあきれはてた行為であり、それでも足りない社会保障費を課税として消費税率の増税を画するような国家の将来はない。

人口減少問題もあるが、高齢化問題も重要である。高齢化にもかかわらず、過去の時代の社会保障制度を維持しようとするのが問題である。△17 兆円の不足は、増税後の消費税率を更に 7% 程度の引き上げが必要なのである。

人口減少と高齢化問題を考えると、消費税率 17% 以上が必要になる。

(5) アベノミックスの効果

ここは消費増税を1年ずらして、日本経済にアベノミックス効果を満喫させるべきであったと考える。アベノミックス効果の余りにも早すぎる利益分配ではなかったのか？

(6) 家計・消費

- ① 消費増税は、物価の上昇ということ
- ② 従って、給与所得等の増加がなければ解決できない

(7) 企業

- ③ 企業にとっては、コストの上昇ということ
すなわち、売価（総利益）の低下となる
 - ④ 従って、売上量が増えなければ解決できない
 - ⑤ デフレギャップは、まだ2%程度残っている
- (7)と(8)の矛盾を解決できなければ、景気の上昇はない。
(7)と(8)の矛盾を解決するとは、雇用と生産を回復することである。それができるか？

⑥ 浜田教授の著書から(要約)

価格メカニズムは、生産者の販売価格と消費者の購入価格、即ち需給のシグナルを通じて資源の配分を能率的にしようとするものである。ところが、税(消費税)はそのシグナルの間に楔を設けるのである。消費税が2倍になると、社会的損失は2倍ではなく、その2乗、つまり4倍になる。即ち、税には全体のパイを減らす性質がつきものである。

(8) 平成7年(1997年)とどう違うのか

確かに1997年には、⊖9兆円の財政緊縮等、⊖アジア経済危機と⊖金融システム危機があった。

しかし、⊕当時の経済成長率は、平均2.5%程度はあった。

今回は、⊕7兆円の経済政策、⊕米国経済の回復はある。

しかし、⊖現在の経済成長率は平均1.3%にも及ばないし、⊖デフレギャップはまだ2%程度残っている。

これらを見て、両者同程度と見るならば、平成26年(2014年)以降の経済成長率は0%以下(マイナス)となると考えられる。

やはり消費増税は1年早すぎたのではないか？

6. 『激動の日本経済、これからどうなる？』

(Mの講演を聴いて)

H25.02.12

(1) H23、デフレ脱却国民会議

エール大学経済学 浜田宏一教授

グラフ3枚①、②、③で世界がわかる。

デフレを止めることは、簡単に言えば、貨幣供給を増やすことである。

グラフ①

中央銀行のB/S(資産)を見る — それは日銀券の発行と比例している。
リーマンショック時と比較してどうなったか。

	倍	
イギリス	3.0] 米国ではダウ平均が2倍 世界各国で大胆な 金融緩和が行われたことが解る ところが、日本では…
米国	2.5	
EU	1.8	
日本	1.0	
リーマン→	直後の倍率	

(2) 日銀は24/12になってやっと7年振りに総資産がアップした

グラフ②

	リーマン前	後
円高	110	80
ユーロ	状況	
イギリスドル	//	

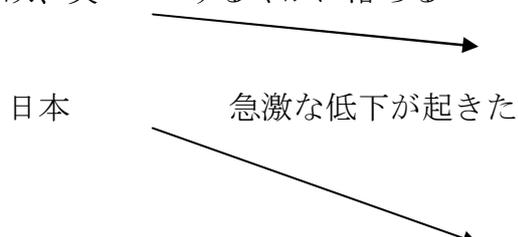
車両1台 110万円 80万円となる大赤字
輸出産業は大きな打撃を受けた。

(3) 大手メーカーの行動

輸出はすべて赤となるので、企業は国外へ出て行く

③生産グラフ (リーマン後)

米、欧、英 ゆるやかに落ちる



(4) 日本の GDP 成長の 20 年

世界の GDP、1.5~2.0 日本の GDP 長期デフレのため 1.0
2015 年

復興需要の間

消費増税は危険



竹中平蔵氏も同意



恐慌におとし入れる
避けると

株価 25,000 円

東証 24/12	PBR	0.80 倍
欧州	〃	2.00

(5) デフレ脱却と銀行危機

- ① デフレから脱却すると金利が上る。金利が上ると国債の値段が下がる。国債には大きな含み損が生ずる。
- ② 日銀が、金融緩和をいやがるのは、金融機関の経営が痛むからだという理由もある。
- ③ デフレ脱却は、年金の実質減額を生む。現役世代は、デフレ脱却で、給料も上がるし、リストラリスクも減る。しかし年金生活者は厳しい生活となる。

(6) 消費増税と財政再建

- ① 2010 年に 23.1%だった高齢化率(65 才以上)は、2030 年に 31.8%となる。
- ② 2011 年時点の社会保障費の全体は 108 兆円であったが、2030 年には 226 兆円と倍以上になる。なかでも医療費は 38 兆円から、68 兆円にまで増える。
- ③ 2011 年には 44 兆円の歳入不足(ほぼ税収分)であったが、2030 年には 70 兆円の税収が足りなくなる。
- ④ 2030 年には 30%程度の消費税が必要となる。1,000 円のもの、1,400 円となる。
- ⑤ 1979 年イギリスのサッチャーが、所得税の最高税率を 83%から 60%に引き下げ、一方、消費税率を 8%から 15%にした。それまでの福祉国家は、一気に弱肉強食社会となった。

7. 目的の明確化、消費増税の疑問

(1) 消費増税は要するに値上げである

- ① 疑問 — 増税から入るのはまずいのではないか？
- ② 疑問 — 消費が拡大するか？ どれだけ縮小するか？
- ③ 疑問 — 増税→歳出増とならないか？ 財政再建は無理？
- ④ 疑問 — 増税→歳入減とならないか？ 成長戦略→増税ではないか？
- ⑤ 疑問 — 成長→投資増はどうか？
- ⑥ 疑問 — 増税が財政再建につながるか？

(2) 消費増税という無策の値上げをどう解決する

- ① 売行が落ちる 経済が萎縮する
- ② 価格競争で解決できても企業は持たない
- ③ 財政投資で解決できる問題ではない
- ④ 転嫁の強制では解決できない問題
- ⑤ 値上げは、本来は付加価値のアップ

(3) 増税でデフレは脱却できない

- ① デフレギャップはまだ2%
- ② 公共投資による需要創出でデフレを脱却できない
- ③ 社会保障財源はどうか？
- ④ デフレ脱却、財政再建の良薬はGDP成長である

(4) 歳出の見直しだけでは財政再建はできない

企業再建の場合でも、日産の再建の順序を見ればよくわかる

“60秒でサッと読めます” カルロス・ゴーンの日産リバイバルプラン



(会計にふくらみを 44)

平成 24 年 12 月 5 日 (水)

有名なカルロス・ゴーンの日産リバイバルプランの実行の時の損益計算書は次の通りである。それはやらなければならないことをやった結果である。

科 目	1998年度 (1998/4~1999/3)	1999年度 (1999/4~2000/3)	2000年度 (2000/4~2001/3)	2001年度 (2001/4~2002/3)	2002年度 (2002/4~2003/3)	
	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	
売 上 高	6,580	5,977	6,090	6,196	6,829	③
売 上 原 価	4,922	4,570	4,634	4,547	4,872	①②
割賦販売利益調整高	0	2	0	1	—	
売 上 総 利 益	1,659	1,409	1,456	1,650	1,956	
(売上総利益率%)	(25.2)	(23.6)	(23.9)	(26.6)	(28.6)	②
販売費及び一般管理費	1,549	1,326	1,166	1,161	1,219	①
営 業 利 益	110	83	290	489	737	④
(営業利益率%)	(1.7)	(1.4)	(4.8)	(7.9)	(10.8)	
営 業 外 収 益	116	62	89	27	61	
営 業 外 費 用	202	146	97	102	88	
経 常 利 益	24	△2	282	415	710	④
(経常利益率%)	(0.4)	(△0.0)	(4.6)	(6.7)	(10.4)	
特 別 利 益	30	39	88	67	89	
特 別 損 失	55	750	81	118	105	①
税金等調整前当期純利益	△1	△713	290	364	695	
法人税、住民税及び事業税	14	41	68	87	113	
法人税等調整額	12	△31	△131	△102	86	
少数株主利益	1	△38	21	7	1	
当 期 純 利 益	△28	△684	331	372	495	④

1999年3月末日、日産の最高責任者となる

- ① 販管費など固定費の削減（歳出削減一出ずるを制す）に着手する
ルノーとの部品の共通化、購買の共同化、不振工場の閉鎖、子会社の統廃合、
余剰資産の売却、早期退職制度による人員の削減（余剰生産能力の削減）
- ② 原価の削減による売上総利益(率)の向上（事業の再構築）
- ③ ①、②の後 売上高を上げる（明確なビジョン、従業員のやる気、ブランド力）
2006年度の売上高は10,468十億円、販売台数は260万台から380万台へ
- ④ 営業利益、経常利益、当期純利益が上がる（V字型回復）
1998年に2兆円あった有利子負債を削減、2003年6月には全額返済する

会計的に見ると、ゴーン氏の日産再建は、売上をあげることは後にして、先ず(1)余剰生産能力の削減、(2)事業の再構築、ムダの排除と質の向上で利益を、その後(3)売上の拡大により、更に利益の増加を図るという順序であった。

7. 財政再建

- (1) 支出の見直しだけで財政再建はできない
- (2) 税は経済成長の結果であり、増税で財政再建を企画するのは本末転倒である
- (3) 過去の税収増の原因は、景気拡大、バブル、輸出増、円安、消費拡大、インフレ、設備投資等であった
- (4) 財政政策で税の増収に成功した例は今までにない
- (5) 事業仕訳で廃止した事業の節約は全体ではしれている